

社会保障審議会 介護保険部会(第71回)	資料1
平成29年2月27日	

資料	8
----	---

基本指針について

基本指針について

現状・課題

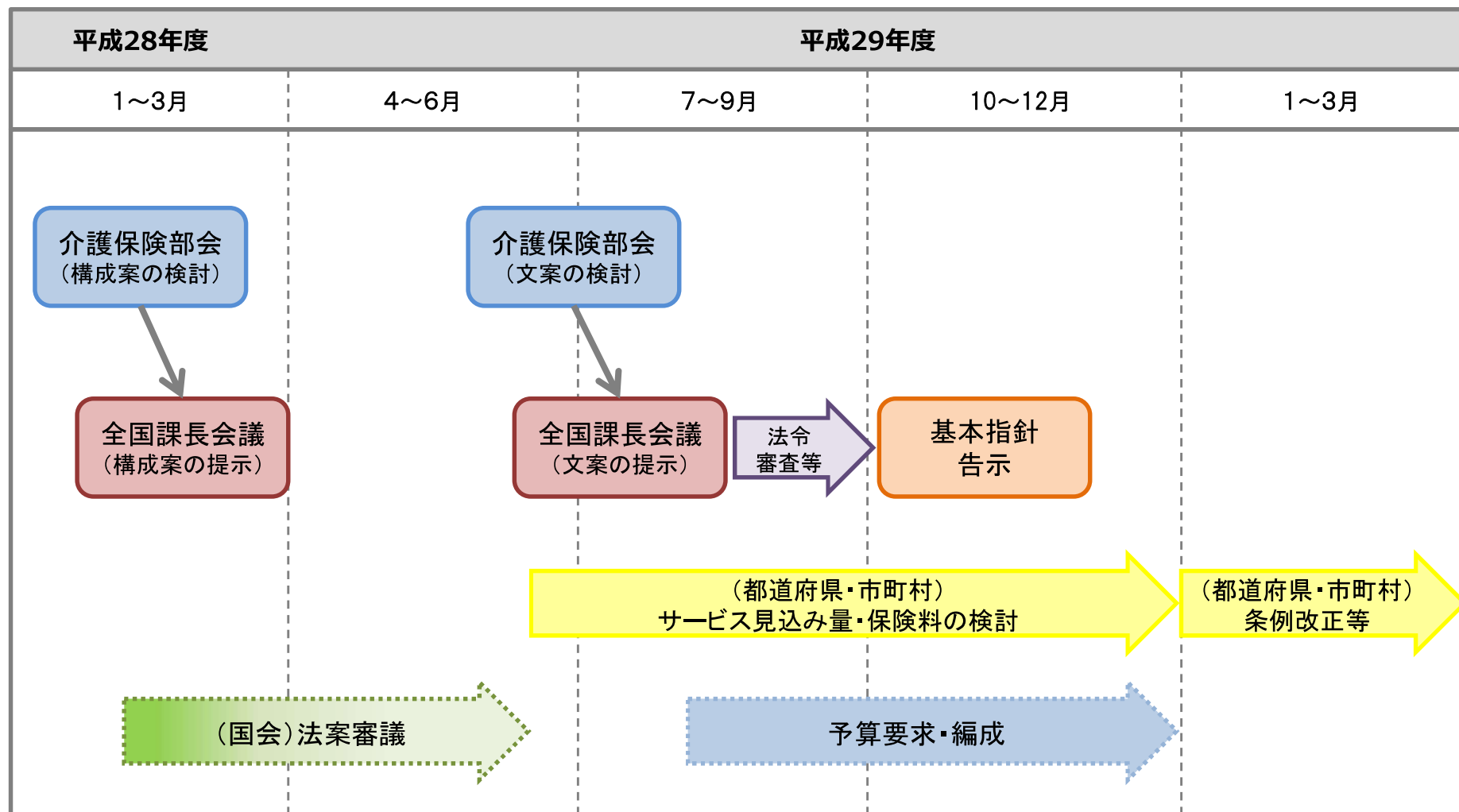
1. 第7期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成27年3月18日厚生労働省告示第70号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画と医療計画は、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、第7期ではこれらの計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 基本指針の改正に係る今後のスケジュール



基本指針について

現状・課題

3. 第6期基本指針の構成

前文

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

地域包括ケアシステムの基本的理念 / 認知症施策の推進 /
2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 /
地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり /
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 / 介護サービス情報の公表 /
介護給付の適正化 / 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

【市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
平成37年度の推計及び第6期の目標 / 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 /
要介護者等地域の実態の把握 / 日常生活圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

日常生活圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
各年度における地域支援事業の量の見込み

【市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 /
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 /
各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 /
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 /
地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 /
市町村独自事業に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

基本指針について

現状・課題

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

【都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 ／
平成37年度の推計及び第6期の目標 ／ 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 ／
要介護者等の実態把握 ／ 老人福祉圏域の設定 ／ 他の計画との関係 ／ その他

【都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項】

老人福祉圏域 ／ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ／
老人福祉圏域を単位とする広域的調整 ／ 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

【都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 ／
介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 ／
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 ／
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 ／
介護サービス情報の公表に関する事項 ／ 介護給付の適正化に関する事項 ／
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第4 指針の見直し

別表

基本指針について

現状・課題

4. 基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現在、今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

＜地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係＞

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映

＜介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)関係＞

- 地域包括支援センターの機能強化
- 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築、認知症の人の視点に立った施策の推進等
- 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)
- 都道府県による研修や医療職派遣に関する調整等

＜「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成28年12月26日一部改正)関係＞

- 医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置
- 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量における医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保と医療・介護の提供体制の整備

＜その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素＞

- 介護をしながら仕事を続けることができる、「介護離職ゼロ」の実現(ニッポン一億総活躍プラン)
- 介護保険事業(支援)計画上での総量規制の取扱いによる介護療養病床及び医療療養病床からの転換支援の継続(療養病床の在り方等に関する特別部会「療養病床の在り方等に関する議論の整理」)

基本指針について

5. 構成等の見直し案

(注) ●:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係
○:介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」関係
□:地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針関係
△:その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項		
一 地域包括ケアシステムの基本的理念 <u>1</u> 介護給付等対象サービスの充実・強化 <u>2</u> 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 <u>3</u> <u>介護予防</u>の推進 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 <u>二</u> 認知症施策の推進 <u>三</u> 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 <u>六</u> 介護サービス情報の公表 <u>七</u> <u>介護給付の適正化</u> <u>八</u> <u>市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携</u>	一 地域包括ケアシステムの基本的理念 <u>1</u> <u>自立支援、介護予防・重度化防止</u>の推進 <u>2</u> 介護給付等対象サービスの充実・強化 <u>3</u> 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 <u>二</u> 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 <u>三</u> <u>医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保</u> 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと<u>地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</u> 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 <u>六</u> 認知症施策の推進 <u>七</u> <u>高齢者虐待の防止等(新設)</u> <u>八</u> 介護サービス情報の公表 <u>九</u> <u>効果的・効率的な介護給付の推進</u> <u>十</u> <u>都道府県による市町村支援等</u> <u>十一</u> <u>市町村相互間の連携</u>	● 地域共生社会の理念 ○ 制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示 ○ 退院時調整等に関する地域包括支援センターの役割 △ コーディネーター等の具体的活動 □ 医療・介護の提供体制の整備に関する、住宅施策との連携、「まちづくり」の一環としての位置づけ □ 医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保の必要性、そのために協議の場を持つ必要性 ○ 地域包括支援センターが行うマネジメント支援については、地域全体をターゲットとすることが適当 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ○ 地域包括支援センター職員、認知症施策のための人材育成 ○ 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じた循環型の仕組みの構築等の施策 △ 高齢者虐待の防止(家族支援) ● 都道府県による、市町村が行う地域課題の分析等の支援(研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整)

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項		
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第<u>六</u>期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第<u>六</u>期の目標 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携 4 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議の活用	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、<u>施策の達成状況の評価等</u> 2 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議<u>における課題の検討</u> 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携 4 平成三十七年度の推計及び第<u>七</u>期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第<u>七</u>期の目標	● データ分析に基づく課題分析等から始まるPDCAサイクルの重要性 ○ 議論に基づく施策反映の重要性 ○ 都道府県による調査実施支援 △ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の積極的活用、介護離職や家族等の介護者の観点も踏まえた調査 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 △ 協議体やコーディネーターによるニーズの把握 △ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族、計画作成委員会等における意見集約の重要性 □ 広域的調整の観点からの協議の場、都道府県医療政策部門との協議の場 ○ 地域医療構想との整合性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
<u>5</u> 日常生活圏域の設定 6 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 7 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 <u>(三)達成状況の点検及び評価</u>	<u>5</u> 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 <u>6</u> 日常生活圏域の設定 <u>7</u> 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 <u>8</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性 △ 市町村高齢者居住安定確保計画(サービス付き高齢者向け住宅等に関する計画)の法定化 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「市町村賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み <u>4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定(新設)</u>	△ 総合事業の扱いについて時点修正 ○ 地域包括支援センターの人員体制の見直しに配慮した事業量の見込み ● 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募及び協議による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 (四)人材の確保及び資質の向上(新設) 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、QOLの向上を目指す介護予防の重要性 ○ 高齢者の社会参加の効能 △ コーディネーターと協議体の具体的な活動 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● サービスの新規参入が不当に抑制され、健全な競争環境が阻害されることのないよう留意しつつ、また、サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与 △ 国や都道府県と連携して人材確保策の推進や質の向上に努める必要性 △ サービス単価の設定に関する考え方

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置 <u>及び適切な運営</u> 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 <u>7 介護給付の適正化に関する事項</u> <u>8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置、<u>適切な運営及び評価</u> 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 <u>7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</u>	△ 総合事業について、協議体やコーディネーターによる確保の重要性 △ 担い手の確保の重要性 ● 地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備 ○ 介護離職防止のための、仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化(土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業との連携)、これらの取組の円滑な実施を促すための環境整備の重要性 △ 人員体制 ● 経過措置期間について修正

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第<u>六</u>期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計 (二)第<u>六</u>期の目標 (三)施設における生活環境の改善 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 <u>(三)市町村との連携</u> <u>4</u> 要介護者等の実態把握 5 老人福祉圏域の設定	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、<u>施策の達成状況の評価等</u> <u>2</u> 要介護者等の実態把握 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 <u>4</u> <u>市町村支援</u> <u>5</u> 平成三十七年度の推計及び第<u>七</u>期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計<u>及び確保</u> (二)第<u>七</u>期の目標 (三)施設における生活環境の改善 <u>6</u> 老人福祉圏域の設定	● 市町村が保険者機能を果たせるよう、市町村によるデータ分析に基づく課題分析等に対する都道府県による支援の重要性 ○ 市町村支援のためのデータ整備・提供、集計の重要性 △ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族 ● 都道府県計画策定における市町村支援の必要性(市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防等に向けた取組に対する、都道府県による支援の具体的な内容や目標を都道府県の計画に記載する必要性) ● 在宅介護・医療連携事業、認知症施策や権利擁護事業等の推進のための市町村支援 □ 老人福祉圏域と二次医療圏域とを可能な限り一致させるよう努めることの重要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
<u>6</u> 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 <u>7</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 <u>(三)達成状況の点検及び評価</u>	<u>7</u> 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 <u>8</u> 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 <u>9</u> その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性の確保 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>3</u> 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 <u>4</u> 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>3</u> 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への支援及び目標設定(新設) <u>4</u> 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 <u>5</u> 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 <u>(四)地域ケア会議の推進(新設)</u> <u>(五)</u>介護予防の推進 <u>(六)</u>高齢者の居住安定に係る施策との連携	△ 介護療養病床等から新型施設への転換について、総量規制の対象外とすることの必要性 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性 □ 協議の場等の必要性 ● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ● 市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業に対する支援、市町村単独では実施困難な事業や複数の市町村にまたがる調整に関する広域的な支援等の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● リハ職等専門職の広域的調整に係る関係団体との連携、体制構築

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 <u>6</u> 介護給付の適正化に関する事項 <u>7</u> 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 <u>6</u> 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	□ 在宅医療・介護連携の核となる人材(医療と介護の両分野に精通し、各分野における連携を推進できる人材等) △ 介護離職防止の実現に向けた、介護支援専門員の資質向上 ● 経過措置期間について修正